

## 臨濟宗大灯派から関山派と徹翁派への分立

——紫衣入院と宗派概念の問題——

千田 たくま

はじめに

大灯派は宗峰妙超(一一二二—一三三七)を派祖とし、京都紫野の大徳寺を本寺とする臨濟宗一派である。大徳寺は宗峰が開山であり、正中二年(一二三二)に花園法皇が祈願所とした。

大灯派内には大模派など幾つかの支流門派があったが、中世後期には、関山派と徹翁派とが定常的に大徳寺に出世する勢力となっていた。両派は大徳寺を本寺としながら、関山派は妙心寺を徹翁派は徳禪寺をそれぞれの小本寺としていた。

だが永正六年(一五〇九)に分立相論が起こる。原因はこうだ。大灯派は大徳寺で紫衣入院を執行していた。だが関山派が後柏原院に要望して、妙心寺でも紫衣入院を執行できるように計画する。これに対し徹翁派が訴訟をおこし相論へと発展した。

相論の経過は本論で論じるが、最終的には関山派の要望が認められ、以後は、関山派が妙心寺で紫衣入院を執行し、徹翁派が大徳寺で紫衣入院を執行するようになる。ここに大灯派は関山派と徹翁派とに分立した。

周知のように関山派は、日本禅宗史の大家玉村竹二が、「日本臨濟宗史上、一番大きな問題は何と言っても大応派下関山派の問題である。この派によって臨濟宗は席卷され、江戸中期から末期にかけて、全臨濟宗はこれに覆われてしまったわけである」といい、「この傾向は戦国時代ごろから始まっており、このころには関山派の法系が伸張していったのに対して、五山派の方は次第に法系が絶え」たと述べているとあり、分立以後、関山派は一層勢力を拡大していき、臨濟宗の最大派閥となる。それゆえに、この分立事件は、臨濟宗の組織と歴史を考える上で重要な案件であると言えよう。

## 一 先行研究とその問題点

大灯派の紫衣入院の問題と、関山派と徹翁派の相論についての先行研究は、管見の限りでは、川上孤山が妙心寺の歴史を記述するなかで、妙心寺の關係資料を挙げて言及しているのが早い時期の研究である。その後、伊藤克己氏、竹貫元勝氏、末柄豊氏の三氏が考察している。

伊藤克己氏は戦国期の紫衣や勅願所の問題を取り上げるなかで、大灯派の分立について論じ「永正六年の紫衣出世勅許を根拠として大徳寺から離脱し、一派本山の地位を確定した」とのべている。<sup>1)</sup>

竹貫元勝氏は大灯派が分立する永正期を、大徳寺と妙心寺が勢力を拡大する時期と定義した。そして大徳寺と妙心寺の両寺院体制を検討し、「妙心寺僧（関山派）」が経済力を付けることで「大徳寺離れ」をしたのが、分立の原因であると結論している。<sup>2)</sup>

末柄豊氏は「なぜこの時期に妙心寺がかかる勅許を得ることができたのか」と問題提起し、「せんじつめれば、関山派が恒常的に大徳寺に出世するようになり、寺内において徹翁派に拮抗し得る勢力を確立するとともに、社会的に

徹翁派を凌駕せんとする勢威を有していたため」と論ずる。さらに妙心寺が紫衣地となるのに、鄧林宗棟（一四四八—一五二二）が重要な役割を果たしたと仮定する。そして鄧林の動向に注目し、関山派が分立を目指したのは、「鄧林の俗甥細川高国が幕閣の重鎮となり、大徳寺およびその関係者が反発しても政治的に押さえ込めるといふ判断があつたからに違いない」と結論づけた。<sup>5)</sup>

以上の先行研究を総括すれば、もともと関山派と徹翁派は反目関係にあつた。それゆえに、中世末期に関山派が権勢を増して、徹翁派に対抗できる社会的権力と経済力を保有するようになる、徹翁派との決別を画策し、永正六年（一五〇九）に妙心寺を紫衣地として独立した、と要約できる。

さて、本稿では関山派と徹翁派について、以下の三つの疑問を提起する。まず一つは、そもそも徹翁派だけが大徳寺の正統継承者なのか、もう一つは、本当に関山派と徹翁派は反目していたのか、最後の一つは、本稿の主要な調査対象であるが、なぜ関山派は妙心寺で紫衣入院を執行しようとしたのかである。

以下本論ではこの三つの疑問を視点として、関山派と徹翁派の相論の経過を考察することで、大徳派、関山派、徹翁派について、新たな歴史像を提示する。そしてまた紫衣入院の歴史の意味と、宗派の現代的課題について論じる。

相論資料については、当事者である妙心寺や大徳寺そして龍安寺に文書が伝来している。また末柄豊氏が指摘するように、「同時に双方の関係者から接触を受けた三条西実隆の日記『実隆公記』」などの公家の日記にも記録があつて、状況をたどることができる。<sup>6)</sup>そこでこれらの資料に基づいて、関山派と徹翁派の相論をたどり、どのような経緯で分裂したかを探る。資料には未刊行資料も多く、写真や活字資料を掲載すべきだが、紙数の都合上、必要な部分のみを取り上げることにした、ご寛恕願いたい。

## 二 紫衣入院の時代背景

禅宗における紫衣入院は、元来、南禅寺で行われていた。桜井景雄によると、南禅寺の紫衣入院は、応永四年（一三九七）頃から応永三二年（一四二四）までの約二八年間には、座公文を与えられたものは二人であった。それが応仁文明の乱後の文明一八年（一四八六）から明応元年（一四九二）までの七年間には、二人人に増大しているという。つまりこれは、それまで臨時儀式であった紫衣入院が、応仁文明の乱後には、恒常儀式になってきたことを示している。

戦国期に突入すると、寺院への勅許が乱発されるようになる。それは紫衣入院に限らず、黄衣入院、香衣入院、勅願所さらには上人号禅師号などの勅許も同様であった。たとえば「お十夜」で知られる鎌倉の光明寺は、浄土宗の「関東総本山」であるが、明応四年（一四九五）に後土御門院の祈願所となり、紫衣着用を許されている。甲斐の向嶽寺（山梨県塩山市）は、天文二六年（一五四七）に後奈良院より、準十利の出世道場として綸旨され、色衣の着用を許されている。

紫衣や色衣の勅許が増大するのには、複合的な要因があるが、大きな要因として、中世の荘園制と権門体制の崩壊によって、寺家も含めた権門勢家の収益が減少したことが挙げられている。

先行研究によると、院宮家は、応仁文明の乱後、先帝の葬儀すら行えないほどに窮乏する。しかも公家などが逃散下向したため、行事も途絶え朝儀も退転した。そのようななか院宮家と公家は、寺院に勅許を与えることで、礼物を得るようになる。のちには勅願寺や紫衣入院が永代常式となされ、院宮家と公家は恒常的に礼物を得ることで、新たな財源を確保しようと試みたとされる。

寺院からの礼物によって、院宮家がどれほどの利益を上げたかは不明である。筆者はむしろ勅許の効果を、院宮家にとつては權威の回復にあり、寺家にとつては収益による荒廃した伽藍の再整備にあったのではないかと推定する。また論旨が乱発されることで、近世に本山格が乱立し、現代見られる宗派の原型が形成されるが、大灯派から関山派と徹翁派への分立もこれらの一事例と言えよう。

### 三 関山派による奏上

さて関山派と徹翁派の相論が表面化する一ヶ月ほど前の、永正六年（一五〇九）二月の甘露寺元長（一四五六～一五二七）の日記には、関山派と院宮家・公家との交渉が記述されている。

五日、晴、妙心寺有所望事、披露之、時宜無相違。（後略）

十四日、小雨下、妙心寺住持入来。<sup>11</sup>

日記によると二月五日には、関山派の妙心寺での紫衣入院についての上奏を、元長が後柏原院に取り次ぎ、内容・作法ともに相違異論がないことが確認された。そして一四日には、妙心寺住持が甘露寺邸に来て元長に面会し、後柏原院が了承したことが伝えられている。この伝言をうけて、明後日の一六日には、関山派が次のような連署状を出している。

花園妙心寺之事、被達叡聞可綸言成降賜之旨、於万代宗門大慶、不可過之。衆望如斯。恐惶敬白。

仲春十六日 宗受

宗緒

宗松

乾才

宗珉

宗恕

連署状では、後柏原院が紫衣の降賜を許可したことを感謝し、一六日の日付と六名の連署がなされている。連署している六名は、すべて関山派の前住大徳である。ただ大徳寺の世譜から、当時の関山派の前住を取り出してみると、八名が見いだせる。<sup>13</sup>すると二名の前住が署名をしていないことになり、派内で軋轢があつた可能性が出てくる。

そこで調べてみると二名のうち一名は、悦堂宗憚（生没年不詳）である。悦堂はそもそも門派が不詳な人物ではあるのだが、関山派であつたとしても管見の限りでは、永正四年（一五〇七）六月に細川政元の葬儀で乗炬導師を行つた、というのを最後に記録がない。このことからして悦堂は、永正六年（一五〇九）には住持地であつた大和の興雲寺に隠棲し在京していなかつたか、もしくはすでに没していたと推定する。<sup>14</sup>

もう一人は鄧林宗棟で、鄧林は後で述べるのでここでは説明を省略するが、この時在京しておらず、なおかつ居成扱いであつたので署名しなかつた。つまり連署状には在京前住衆全員が署名していることになる。このことから妙心寺での紫衣入院は、その時の関山派（もしくは大灯派）の総意であつた。

連署状は元長から後柏原院に上奏され、上奏をうけた後柏原院は、二五日付けの紫衣綸旨の案文を作成する。案文は二八日に、勾当内侍を通じ女房奉書を添えて、伝奏の元長に下され、早速、元長は綸旨を制作する。<sup>15</sup>

三条西実隆（一四五五～一五三七）の日記には、二九日の条に、

廿九日、辛卯、晴。花園妙心寺如大徳寺為出世所、入院・紫衣等事可被許之由、今度勅許。件事伊長遣一通、同為勅使、近日参向花園云々（後略）<sup>16)</sup>。

と、元長の息子伊長（一四八四～一五四八）が勅使となり、妙心寺を大徳寺と同じく出世所とし、紫衣入院することを勅許する論旨を持って、近日中に妙心寺に参向することが決まっていると記されている。

そして実隆の日記のとおり、論旨は二九日か三〇日に妙心寺にもたらされた。論旨を得た関山派は、早速このことを諸国に伝達した。当時、前住衆の一人で、丹波八木の龍興寺（京都府南丹市八木）に住持していた鄧林は、妙心寺への紫衣論旨の知らせを受け、三月一日に喜びの手紙を返信している。<sup>17)</sup>

手紙の中で鄧林は、養源院と大心院の「御両所」が京都にいたので、紫衣勅許が成就できたと祝辞を述べている。ここにいう養源院とは、日峯宗舜（一三六八～一四四八）の塔所で、雪江宗深（一四〇八～一四八六）が再興した寺院である。もう一つの大心院は、大燈派の外護者である細川氏に關係する寺院である。両寺院はこのような由来から妙心寺の中心寺院と目され、役寺となっていた。

そして当時の両寺院の院主は、大心院が松岳宗緒、養源院が天蔭徳樹であった。<sup>18)</sup> 松岳と天蔭は、大徳寺には紫衣入院していないが、尾張犬山（愛知県犬山市）の瑞泉寺に出世している。<sup>19)</sup> 瑞泉寺は日峯によって開創された寺で、日峯の跡を襲うた義天玄承（一三九三～一四六二）が、大徳寺への紫衣入院を勅許されている。このことから当時、瑞泉寺は関山派の本寺と意識されており、瑞泉寺に出世することは、関山派和尚になったことを意味した。

つまり養源院と大心院の院主をしていた松岳と天蔭は、妙心寺の都寺・副寺のような役割を担っており、関山派の

意見を取りまとめ、公家や朝廷との折衝を行う、事務方をしていたのである。以上のようにして、御柏原院の繪旨が二月末に妙心寺に下賜される。

#### 四 徹翁派の訴状 — 伝奏と長橋局への訴え —

御柏原院の繪旨の下賜によって、関山派は妙心寺で紫衣入院が行えるようになった。だがここで徹翁派から異議申し立てがあり、妙心寺での紫衣入院執行は差し止められる。『実隆公記』三月一三日の条に、

十三日、乙巳、天晴。(中略) 早朝、阿野相公送使者、大徳寺就妙心寺事訴状御執奏之事申之。但已被成繪旨之事間、御執奏如何、内々相談云々、愚存分報之、不能録矣。(後略)

とあり、実隆のもとに阿野より使者がきて、「大徳寺(徹翁派)が妙心寺(関山派)を訴えると申し立てているが、すでに繪旨の下賜が決定しているのに、執奏しても大丈夫か」という相談を内々に持ちかけられている。

実隆に使者を送った阿野とは、阿野季綱(一四七一—一五二一)である。季綱は足利義植(義材・義尹 一四六六—一五二三)に仕えていた公家で、前年(永正五年・一五〇八)に將軍職に復帰した義植とともに、京都に戻ったばかりであった。そして阿野は、既出の実隆とともに公武間における事前交渉の役割を担っていた。

もとより公武間の交渉は、武家伝奏が担当するものだが、瀬戸薫氏によると、義植が將軍職に復帰する永正五年(一五〇八)から、永正六年(一五〇九)にかけては、武家伝奏であった勸修寺尚頭(一四七八—一五五九)が一时的に辞職するなど、混乱があったとされる。この勸修寺は寺社伝奏をも家職としており大徳寺伝奏であった。つまり、



勸修寺が伝奏を辞職していたことで、大徳寺は伝奏から朝廷へとという正式交渉ルートを失っていた。

そのために徹翁派は、阿野季綱をとおして幕府と朝廷との両方へはたらきかけたのだ。一四日に、妙心寺への紫衣入院勅許を不当として、訴状と勅書繪旨の写しを送っている。

紫野大徳寺衆僧等、謹言上。西京妙心寺、申請繪旨勅使、相並本寺、着紫衣、可入院之由、望申事。右当寺者無比類、子細条々依有之。1、開山為侍者耆旧、依為元弘建武兩朝之國師、相並南禪寺、一級着紫衣候。為末寺、及二百年之後、相並本寺、可着紫衣之由、企新儀候。2、彼派者依有子細、開山遷化之後、百年余、不許本寺之出頭之処、3、細川龍安寺、依被帰依日峰、以種々調法、日峰八十歳之時、初而本寺出頭之段、申沙汰候。可相並本寺之子細有之者、百年之間仁可申沙汰。与御代之勅書繪旨等案写進候。此趣、被達叡聞、如先規、可預御裁断、忝可畏入者也。仍謹言上、如件。

永正六年三月十四日 大徳寺衆僧敬白

伝奏 執事閣下（句読点、アラビア数字を加筆）<sup>22</sup>

訴状を適宜現代語訳すると、まず妙心寺が「本寺と相並び」紫衣入院を望んでいるが、妙心寺は大徳寺の末であり、妙心寺が大徳寺と相並んで紫衣入院するのは、次の三点で問題があるという。

1、大徳寺開山の宗峰は、長い間侍者の位にあり、後醍醐院と光明院の両天皇の國師となったため、大徳寺は南禪寺と寺格が並ぶことになり、階級を経ずに紫衣を着けられるようになった。2、関山派は事情があつて、宗峰が亡くなったあと百年ほど、大徳寺への出頭を禁止されていた。3、しかし大徳寺檀越の細川勝元が、関山派の日峰に帰依したため、初めて本寺である大徳寺に出頭できるようになった。これらの証拠として勅書繪旨などの写しを送るので、

徹翁派の主張を聞き入れていただきたいと述べている。

つまり徹翁派は、関山派には「由緒」がなく「新儀非法」であることを主張する。そして大徳寺住持が紫衣を着用できるのは、開山の宗峰が侍者の古參であり国師となったからで、そのため大徳寺住持は昇位を経ずに紫衣を着られるようになった。関山派は大徳寺外護者の細川氏が、関山派の日峯に帰依したため、初めて本寺に出頭できたと主張する。

徹翁派の論点の中心は、義天の紫衣入院を否定する点にある。そのために大灯派が紫衣入院できる根拠を、開山の宗峰にまで遡及させる。そしてさらに義天の師であり、関山派ではじめて大徳寺住持となった日峰について、そもそも権力に物を言わせて非正式の方法で本寺に出頭したとして、その正統性を否定した。

このような書状を徹翁派は伝奏に届けるとともに、勾当内侍長橋局にも「御所さま」を通して消息を届けている。内容は伝奏への訴状とおおよそ同じだが、後半部分に三点の新しい情報が加わっているので、その部分のみ資料を挙げて、概略を現代語訳しよう。

(前略) このよし1、大衆みなみな申事にて候。又、2、妙心寺より前住衆のれんしよにて申候よし、うけたまり候、この寺には一かうそんち候ハぬ事にて候。3、又、妙心寺を皇居の御あとにて候よし申。かやうの事申さは候よし候。れうしやう寺と申候て、にしの京に候。これはこの寺よりも本寺にて候、それも皇居を寺に御なし候事にて候。さやうのたくひ、いつくにも候へとも、むらさき衣をのそみ申事などは、前来未聞の事にて候。かやうのすちめをも、よくよく御ひろうあるへく候。たのみまいらせ候。かしく。(句読点、アラビア数字を加筆)

1、我々の主張は大衆の総意である。2、妙心寺から前任衆が連署で申請しているが、「大徳寺」は全く関知していない。3、妙心寺は元御所なので、それが紫衣を勅許する理由になるようだが、龍翔寺なども元御所だが紫衣を望んだりはしていないと<sup>24</sup>。このように徹翁派は、大灯派の大衆そして前任衆らが、妙心寺が紫衣地になるのを拒否していると申し立てる。

つまり徹翁派の申し立てをまとめると、次のようになる。大灯派が紫衣を着用できるのは開山宗峰が着用したから。関山派はもともと大徳寺には出頭できない派であった。妙心寺が紫衣繪旨を要望しているが、それは大衆も前任衆も知らないことである。妙心寺は大徳寺の末寺であり、序列を崩してはならない。元御所寺院の住持であっても紫衣を着ることはできない。これら五つの申し立てによって、徹翁派は繪旨の取り下げを求めた。

## 五 関山派の陳状

相論は以後数回問答が繰り返され、訴状と陳状が数枚残されている。だがその全てを読むのは紙数的に無理があるので、一枚だけ関山派の陳状を取り上げて、関山派の主張を見てみよう。

1、妙心寺の事、大徳寺より申候おもむき、先、本寺に末寺はかたをならふましきやと申候。れうしやう寺は大とう国師の師匠の寺にて候そかし。されは此寺よりも本寺と申候。これはしよさんの位にて候なるに、大徳寺は紫衣をたまはり、南禅寺にならひ候とも、本寺をさしこし候。

2、これ程の朝奨にて候を、しゅんさくと申し人、紫衣を辞退して十さつの位になりくたり候しを、近々義天と申し人、紫衣をさいこうしてより、いまに着し候。この時のりんし御覽せられまいらせ候。

3、花園院の自筆の御影に、後花園院の御さんにも、きよくほう院の禪宮に座すとあそはし候。玉鳳院とは、妙心寺のたつちうにて候。それにはたらせおはしまし候所を、皇居にても候ましきと申候も、かたかた心へありにくき事にて候。これまで申され事も候はぬとも。ゆいしよなき、みたりかはしき御さたなどのやうに思しめしや。とき申され候とてくはしきむねを申しまいらせ候。(句読点、アラビア数字、段落を加筆)<sup>25</sup>

関山派の申し立てを一部現代語訳すると、1、末寺が本寺を超えるのは、徹翁派が訴状で例に挙げている龍翔寺と大徳寺の関係でも同じことになる。2、その昔大徳寺が紫衣を賜ったにもかかわらず、春作禪興(生没年不詳、大模嗣)が紫衣を辞退し、大徳寺は十利位に落ちた。それを義天が再興して、また着用できるようになった。事実、義天への論旨もある。3、花園法皇の自筆画によれば、法皇は妙心寺塔頭の玉鳳院にいたとある。それを徹翁派が元御所(皇居)ではないと言うのは理解しがたいと反論している。

## 六 徹翁派関山派の再三相論

以後、相論の争点は、寺と紫衣とにどのような関係があるのか、大灯派で紫衣を再興したのは誰か、関山派は出頭を禁止されていたのか、という三点に絞られていき、関山派と徹翁派は、それぞれに主張を展開する。

徹翁派は別の連署状で、陽峰宗韶(一四三〇〜一五一二)と東溪宗牧(一四五五〜一五一七)の二名の前任と、五名の大衆が連署して訴えている。それを讀むと、紫衣は天皇の信仰により「天子の御ままたる」べきもので、妙心寺のように理由もなく求めるものではないと説明し、紫衣入院の根拠を天皇の「御意論」へと転換している。

そして大徳寺の寺格と紫衣再興の関係について、季岳妙周(生没年不詳、大徳寺二〇世)が住持の時に、大応派下

遠山派の壇越であった守護大名の山名時熙（一三六七～一四三五）が、「法あらそひの心」によって大徳寺を十刹に下げた。それを養叟宗願（一三七六～一四五八）が繪旨を受けて紫衣入院した、という新説を提示する。

また「妙心寺の開山関山と申し候は、子細あるによつて、彼の門徒、本寺の出頭をやめさせられ」たが、日峯の時にはじめて大徳寺に出頭させてもらえたと、従来の説も再説する。<sup>26</sup>

対して関山派は、妙心寺には根拠となる花園院の真筆があり、「いにしへの御そいをたつせられ」、紫衣を勅許するようにと願ひ出る。そして徹翁派がいう養叟は、住持職の繪旨を受けただけで、紫衣繪旨は受けていない、一方、義天は紫衣と住持の繪旨を受けていると説明する。くわえて関山派で大徳寺住持となつたものに、日峰より先に無因宗因がいたという新説をも提示する。つまり関山派は、義天その人が紫衣入院を勅旨されているので、その法孫も紫衣着用が可能であると弁論するわけだ。<sup>27</sup>

一点相論で不明な議論が、妙心寺が元御所であるという議論である。これは資料からはいまひとつ議論の意図が明確にならない。そこで仮説をたてておくと、関山派は、妙心寺は花園院が開基の勅願寺なので、その住持は紫衣着用できると主張したと推論しておく。

相論において両派は虚実ないまぜにして、色々な伝説を創作し説明した。これらの伝説は近世以降も継承され、大燈派の「歴史の不安定性」を生み出すことになつた。

## 七 院宮家・公家・武家の対応

次に相論に対する院宮家・公家・武家たちの対応を見てみよう。『実隆公記』の三月二一日の条には、

廿一日、癸丑、晴。(中略)午後、仏心庵携一荷来臨。賀茂敬田寺同道、上臈局来会、勸一盞。大徳寺申状、有被示之旨。自阿野使者、同大徳寺事問答、(後略)

とあり、徹翁派は一貫して阿野を通して公家・武家に働きかけている。また「上臈局」とあるように、徹翁派の訴状は長橋局へも伝えられていた。『実隆公記』にはさらにこの後の条で「新大典侍」も登場している。「新大典侍」は勸修寺藤子(一四六四―一五三五)で、その姓のとおり藤子は大徳寺伝奏の勸修寺出身で、なおかつ後奈良院の母である。すなわち女房最高位の人物までが、この相論に加わっている。

そもそも先項で論じた徹翁派の訴状も、宛所が「宝光庵」となっている。宝光庵は先学が指摘するように、通玄寺曇華院の寮舎で、曇華院領の荘主職などを管轄していた。<sup>(28)</sup> 通玄寺曇華院は比丘尼御所で、過去に足利將軍家の娘である竺英聖瑞が住持をしており、その時から大灯派と親交があった。<sup>(29)</sup> 相論は曇華院や上臈局さらには新大典侍という女性権門も巻き込んで行われていたのであった。

徹翁派が阿野を通して働きかけたのに対して、関山派は当時妙心寺住持であった柏庭宗松の署名で、種村刑部少輔を宛所に書状を送っている。

当寺之儀、花園院様御宸翰連々、公方様江懸御目、可奉仰上意候処、依無力于今延引、背本意存候、近日紫衣論旨之成下候、上意之儀可然様、披露所仰候、宸翰并支証以下令持参、可達上聞候、遅々之儀、可預御心得候。恐惶謹言。

永正六年己巳三月廿三日 宗松

種村刑部少輔殿<sup>(30)</sup>

種村刑部少輔とは種村視久(？)一五二一)で、彼も阿野季綱とともに義植の側近であり、「申次」をつとめている人物である。関山派はこの書状で、花園天皇宸翰などの証文を、種村に持参し「公方様江懸御目、可奉仰上意候処」と將軍の意見をうかがっている。幕府から諮問されたのか、関山派が要請したのかはわからないが、ともかく関山派は種村を通して武家に働きかけた。

『実隆公記』には、引き続き相論について記述されている。

廿三日、乙卯、雨降及晚晴、(中略) 仏心庵、賀茂敬田寺等来臨。入夜之間也、数刻大徳寺事被談之。勸一盡了。

廿五日、丁巳、晴。(中略) 抑妙心寺、今日申御礼云々、就此事、聊有問答、申入之事、不能記之。

廿六日、戊午、雨降、(中略) 甘露寺来臨。大徳寺之儀、聊予有問答事。(中略) 阿野送書状、大徳寺申状被付之。

三月二六日の条には、阿野が書状に大徳寺の申状を付してきたとある。これは徹翁派が二六日に連署状を阿野へ届けたからで、その連署状を閲覧するためである。

二六日付の徹翁派連署状は、それまでの主張を大きく変更する内容であった。その連署状によると、従来、大徳寺は徹翁派と関山派とが、ともに相談して前住の連署をもって事案を決定していた。だがしかし、今回のことは徹翁派の前住は知らされておらず残念だ。ただすでに紫衣勅許の綸旨が下賜されているのであれば、せめて大徳寺の寺格を妙心寺より上にしてほしいと求め、大徳寺と妙心寺の寺格の上下だけを要望している。<sup>31</sup>これは主張の大きな転換で、徹翁派は妙心寺での紫衣入院を認めるかわりに、大徳寺と妙心寺の寺格の差を求めたのであった。

引き続き『実隆公記』を見てみると、三月二十八日に動きがある。

廿八日、庚申、晴。(中略)玄清又及晚来。妙心寺事、宗棟東堂被申旨談之。愚意趣示之。(中略)又美濃国衛事、龍安寺有被示之旨、愚意分申了。(中略)阿野有使者、大徳寺申状返遣之。

廿九日、辛酉、晴。(中略)大徳寺事、新大典侍有被談之旨、一切不及加詞之由、報了。

二八日には、まず連歌師宗祇の弟子「玄清」が来て、鄧林の伝言を述べている。そして徹翁派連署状が阿野から大徳寺へ返送されている。鄧林が伝言したのは、妙心寺が末寺に奉加帳を回すことを決定したのを伝言したのであろう。三月二十九日付けの「妙心再興化末派移文」と「正法山妙心禅寺再興奉加銭之事」の模写が存している。<sup>⑧</sup>

この奉加帳は「妙心再興」と題されており、ここに関山派が妙心寺で紫衣入院を要望した目的が了解される。つまり関山派は、妙心寺の伽藍整備のために、妙心寺での紫衣入院を目論んだことになる。紫衣入院による官銭の収入を建設費に充てようとしたのだ。

さて相論は関山派に有利に進んでいた。しかも関山派はすでに二五日にはお礼に上がり、また奉加帳を回すなど、妙心寺での紫衣入院を実行に移しつつあった。

## 八 相論決着

『実隆公記』を読むと、四月に入っても相論が続いている。ただ徹翁派は既に主張を転換して、妙心寺での紫衣入院を容認しており、おそらくこの時期には、大徳寺住持と妙心寺住持の序列や法式などが議論されたのであろう。



二日、癸亥、晴。夕陽如薄蝕。相公退出之次、有被仰下之子細等、條々以書狀内々申入之。(中略)

一、妙心寺事、卒爾御沙汰御後悔也。大德寺申状又無予義。此事於今可為如何哉。

此事、不諫遂事、於今難申述是非。大德寺申状、其理可然之事也、但已被成綸旨之上者、宜被廻顧慮、私之商量不及之子細也矣。(後略)

三日、甲子、晴。(中略) 及晚新大典侍來臨、(中略) 又大德寺申状事、有仰旨。愚意分粗演說申之、最初妙心寺申状、不事調之儀也、為之如何。(後略)

十三日、甲戌、晴。(中略) 玄清來、妙心寺事有申旨。(後略)

十五日、丙子、晴。(中略) 新大典侍來臨、大德寺申状事、粗被談之、(後略)

十六日、丁丑、霽。(中略) 自龍興寺宗棟東堂有兩使、依洗髮不謁、(後略)

廿一日、壬午、晴。(中略) 及晚甘黃來、妙心寺事有演說事。(後略)

廿八日、己丑、霽。(中略) 妙心寺事、大德寺先可致堪忍、追而可歎申云々、仍妙心寺入院救裁、今日被成之云々。

ついに四月二八日に、後柏原院は裁決を下した。すなわち既に妙心寺に綸旨が下賜されていることから関山派の主張を認め、徹翁派は訴えを取り下げるべきであると決定した。

これによって関山派は妙心寺で紫衣入院することになり、徹翁派のみが大德寺で紫衣入院するようになる。以後、妙心寺は利貞尼(一四五〇一五三六)による土地の寄進などで伽藍の建立も進め、順次全国へと勢力を拡大していき、臨済宗最大の宗派へと成長していく。

## まとめと提言

以上、関山派と徹翁派の相論を見てきた。そこから導かれる結論は、関山派が妙心寺での紫衣入院を意図したのは、妙心寺を整備するための資金調達が目的であった。そもそも当時、大徳寺の経営と運営は、大灯派つまり関山派と徹翁派の連署によって行われており、<sup>85</sup> 両派は大徳寺への紫衣入院の官錢、すなわち「前住大徳」の登録使用料によって大徳寺を復興していた。関山派はこの方法を妙心寺にも適用しようとしたのだ。

だが妙心寺が紫衣地になると、大徳寺から前住衆（関山派六・徹翁派二）や役職者の半数以上が離脱することになり、運営に支障をきたすかもしれない。そしてなにより大徳寺の紫衣地が取り消されると、官錢の減収が見込まれ経営の痛手になることが懸念された。徹翁派はこのような事態に危機感を抱き、妙心寺での紫衣入院に反対した。

もし、徹翁派が関山派を嫌っていたとするならば、徹翁派は関山派が大徳寺の運営から手を引くのを喜んで受け入れたはずである。だが徹翁派は引き止めている。これは両派がそれまで協働して大徳寺を運営していたことを示している。

ときに両派は相論の過程で、新たな伝説を説き始める。それは自派存立の「由緒」を説明する必要から生み出された。たとえば、本来、大灯派の紫衣入院は、享徳二年（一四五三）に大徳寺が炎上し、その復興のために義天が奉勅入寺したのを根拠としていた。それが相論の過程で、宗峰が紫衣を着用していたと主張されるようになる。これは本論でも述べたように、関山派の由緒を否定して、大徳寺から離脱するのを防ぐとともに、徹翁派が大徳寺に紫衣入院できるための由緒を、生産する意味があった。由緒の正統性を主張し、積極的に証明するということは、現在と同じように財産や立場を保護し継承することに直結しており、身分の高下にかかわらず一般的な行為であった。

いったい応仁文明の乱以後の紫衣入院には、いかなる意味があったのか。これには僧侶個人や院宮家も関係しようが、畢竟すれば、紫衣入院とは寺院の経営と運営にかかわる問題である。

経営上の問題としては、室町末期という時代は、莊園制が崩壊して年貢が未進される状況が多々あり、利益の減収が慢性的であった。その中で寺院復興が進められており、資金不足の打開策として紫衣入院が打ち出された。そしてやがては維持費や修繕費捻出のためにも、紫衣入院が行われるようになっていく。文明応仁の乱後の大徳寺においては、関山派と徹翁派が官銭を出し、そのお礼として「紫衣」と「前住大徳」が贈られていた。

運営上の問題としては、儀式執行の導師と、「前住衆」いわゆる理事の人員を確保するためである。ただし注意しておくべきは、導師や前住になるためには、もとは「入院開堂」を行うだけでなく、必ずしも「紫衣勅許」をとまなうわけではなかった。だが応仁文明の乱以後の大徳寺復興を転機として、漸次、紫衣勅許の入院開堂が常式化し「紫衣入院」となっていく。先の桜井景雄の論文に拠ると、五山派においても、この頃に「紫衣入院」が定式化していくようであり、これらから演繹すれば、中世後半から近世における紫衣入院は、資金調達とともに理事選出をも意味したといえよう。では鑑みるに現代において紫衣着用と階位には、どのような意味と役割があるのか。これは教団として今後考えるべき問題である。

以上の関山派と徹翁派の相論から、宗派分立の意味を考えてみると、臨濟宗における宗派分立は、教義、儀礼、組織の相違対立によって引き起こされたのではなく、寺院の復興資金と運営資金の調達のために引き起こされ、中世末期以降の紫衣地香衣地の乱立によって拡大したと結論できる。つまり臨濟宗の宗派は、寺院経営上の問題から発生した。

さて相論決着後、関山派と徹翁派は「和与」をなした。ただその後の資料にも一部批判的言説は残る。また徹翁派は紫衣入院の根拠の弱さから、由緒や証文が必要であったので、発展的に大徳寺紫衣地説を物語るようになる。さら

に近世に徹翁派のみで大徳寺を運営していくと、漸次、徹翁派紫衣起原や徹翁派一流相承などの、新たな由緒を創造して、徹翁派が大徳寺を独占経営する正統性の物語を生産していき、大灯派と徹翁派を同一視するようになっていく。<sup>38)</sup>最後に提言しておきたい。本稿で見てきたような門派間の批判的もしくは比較対照的な言説は、律令制・封建制に基づく身分制社会の中で、教団が存続していくために必要とされた存在証明であった。それが近代になって「近代国家」が台頭すると、脱亜的な宗派像が求められるようになり、「専修・選択」史観による宗派史や「純粹禪」の歴史が説かれるようになる。しかしそれらの排他的な由緒や宗派史は、結局、身分制社会や「近代国家」の残滓であり、現代においてはそのままでは意味がない。我々はそのような排他的な宗派意識・「近代国家」意識から歴史を物語るのではなくて、近代意識・原理主義を超えて、現代的意味を持ちうる、世界に貢献する、融和の視点からの新たな禅宗史・仏教史・世界史を紡ぎ出さなければならない。

註

- (1) 玉村竹二『臨濟宗史』春秋社、一九九一年、二三四頁。
- (2) 川上孤山著、荻須純道補『増補妙心寺史』思文閣、一九七五年、一七五〜一八六頁。以下「増補妙心寺史」と略称
- (3) 伊藤克己「戦国期の寺院・教団と天皇勅許の資格・称号―紫衣・勅願寺の効果について―」『歴史評論』五一二、一九九二年、一一頁。
- (4) 竹貫元勝「永正期の妙心寺と大徳寺」『松ヶ岡文庫研究年報』一一、一九九七年、四〇頁。
- (5) 末柄豊「妙心寺への紫衣出世勅許をめぐって―鄧林宗棟を中心に―」『禪文化研究所紀要』二八、二〇〇六年、四三七、四五五、四五六頁。
- (6) 注5末柄論文、四五二頁。
- (7) 桜井景雄「禅院紫衣の問題について」『禅宗文化史の研究』思文閣出版、一九八六年、一七〇頁。
- (8) 鎌倉光明寺については『鎌倉市史 社寺編』吉川弘文館、一九五九年、四二九〜四三二頁、参照。鎌倉光明寺への「後土御門天皇綸旨」は『鎌倉市史 史料編』第三・第四、吉川弘文館、一九五八

- 年、四五三〜四五四頁。
- (9) 向嶽寺への「後奈良天皇徽号勅書」「大内記雑掌国数勅書・繪旨副書」「後奈良天皇繪旨写」は『山梨県史 資料編4』中世1、山梨県、一九九九年、五〇七〜五〇八頁。
- (10) 脇田晴子「戦国期における天皇權威の浮上(上)」『日本史研究』三四〇、一九九〇年、二二頁上。注3伊藤克己論文、四頁上。
- (11) 『元長卿記』永正六年二月。大和文華館のデジタルデータによる。国文学研究資料館サイトの「館蔵和古書・マイクロ/デジタル目録データベース」で「元長卿記」と検索。base1.nijiac.jp。ちなみに東陽英朝の『正法山六祖伝』などでは、甘露寺の祖と謂うべき藤長(一一二九〜一三六一)や、その父の吉田隆長が伝奏として関山と関係を持つていることになっている。
- (12) 「関山派連署状」「妙心寺文書」未刊行。連署状の署名者は日下から順に天縱宗受、瑞翁宗緒、興宗宗松、独秀乾才、玉浦宗珉、仁濟宗恕である。
- (13) 平野宗浄校訂『増補大徳寺世譜』思文閣出版、一九七九年。
- (14) 『延宝伝灯録』卷三〇の京兆大徳悦堂宗懌禪師章によると、「明応初。奉勅出世大徳、開堂畢詣関
- 謝恩。退廻大心。永正四年六月、右京兆源政元細川氏、号雲関宗興居士、卒。師秉炬偈(後略)」「大日本仏教全書」卷一〇八)とあり、永正四年(一五〇七)に悦堂宗懌が細川政元の秉炬導師を行つてゐる。興雲寺は奈良県高市郡高取町に現存する。現在は黄檗宗。
- (15) この時の女房奉書が妙心寺に現存し、そこに「仰、永正六、二、二八」と受取があるので、元長が二月二八日に案文と女房奉書を受け取つてゐることがわかる。「開山無相大師六五〇年遠諱記念「京都妙心寺」読売新聞社、二〇〇九年、図録六一、一三五頁。
- (16) 『実隆公記』の永正六年の二月二九日の条。以下の『実隆公記』の引用は、すべて『実隆公記』卷五上(『続群書類従』再版版、一九六三年)によるので、注記は省略する。
- (17) 「鄧林消息」「妙心寺大観」妙心寺派宗務本所、一九七二年、図二八八。鄧林は丹波八木の龍興寺を居住寺院としており、東陽英朝の「少林無孔笛」卷五に「龍興鄧林令弟四年前寂於予州」(大正蔵八一、四〇四頁中)とあり、『実隆公記』永正六年(一五〇九)四月一六日の条に「龍興寺宗棟東堂」とあり、永正一八年(一五二一)贊の鄧林

- の頂相にも「前大徳住龍興鄧林叟」（『妙心寺大観』妙心寺派宗務本所、一九四二年、図一四）とある。
- (18) 「妙心寺再興化末派移文」『正法山誌』巻四、東林院、一九三五年。
- (19) 瑞泉寺には松岳は一五世、天蔭は一八世として出世している。横山住雄『瑞泉寺史』瑞泉寺、二〇〇九年。
- (20) 木下昌規『戦国期足利將軍家の権力構造』第一部、第二章、二 阿野季綱の役割をめぐって、岩田書院、二〇一四年、七八〜一〇〇頁。初出、同「足利義植の側近公家衆阿野季綱の役割をめぐって」『戦国史研究』五六、二〇〇八年。
- (21) 瀬戸薫「室町期武家伝奏の補任について」『日本歴史』五四三、一九九三年。
- (22) 「徹翁派訴状一」『妙心寺文書』未刊行。『増補妙心寺史』一七九〜一八〇頁。
- (23) 「徹翁派から長橋局への消息」『妙心寺文書』未刊行。『増補妙心寺史』一八一〜一八二頁。消息は、文中に「御所さまより、なかはしの御つほねさまへ、御ふみをまいらせられ候」とあり、「御所さま」から長橋局に伝達を依頼している。「御所さま」が誰を指すかは不詳だが、義植周辺、勧修寺家関係者、通玄寺曇華院院主の三者の可能性がある。三者のうち、勧修寺家は本文でも述べたとおり大徳寺伝奏であり、当時、政顕（一四五二〜一五二二）が当主で、姉妹が後土御門院や後柏原院の典侍になっている。
- (24) 龍翔寺は、もとは京都市右京区太秦安井に存し、大徳寺の本寺的存在であったが荒廃して、大徳寺内に移築された。現在は塔頭扱いになっている。
- (25) 「関山派の陳状一」『妙心寺文書』未刊行。『増補妙心寺史』一八三頁。
- (26) 「徹翁派連署状」注5末柄論文の注四二。原資料は『京都御所東山御文庫記録』甲百六。
- (27) 「長橋局への返事」『妙心寺文書』未刊行。『増補妙心寺史』一八三〜一八四頁。
- (28) 竹田和夫「永享く文正期における五山領の動向と経営―藤涼軒季瓊真薬を中心に―」石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年、二三七頁。注5末柄論文、四六一頁。田中勇「室町・戦国時代の禅宗寺院と尼崎―通玄寺領潮江荘と難波村を中心に―」『地域史研究』八〇二、一九七八年。
- (29) 大石雅章「比丘尼御所と室町幕府―尼五山通玄寺を中心に―」『日本史研究』三三五、一九九〇

- 年。
- (30) 「種村宛書状」「妙心寺文書」未刊行。
- (31) 「二六日付け徹翁派連署状」注5末柄論文、四五四～四五五頁。
- (32) 「妙心再興化末派移文」「正法山妙心禪寺再興奉加錢之事」無著道忠『正法山誌』卷四、東林院、一九三五年。無著の割り注によると、元禄九年(一六九六)七月に故紙を治して「妙心再興化末派移文」を得たとある。
- (33) 拙稿「応仁文明の乱からの大徳寺と妙心寺の復興」「禪文化研究所紀要」三三三号、掲載予定。
- (34) 注7桜井景雄論文、一七〇頁。また文禄・慶長の役(壬辰・丁酉の倭乱)で活躍した李氏朝鮮の松雲大師惟政(四溟大師。一五四四～一六一〇)の『松雲大師奮忠紓録』の与宿蘆禪師書等注に「日本僧法、亦緇衣袈裟、而有五山住持、皆有命服、着紫衣黄衣、号曰長老。凡於国中文史之役、悉以長老差送」とあり、すでに戦国末期には紫衣黄衣が「長老」の必修条件となっていたようだ。『韓国仏教全書』巻八、朝鮮時代編二、東国大学校出版社、一九八七年、八一～一〇〇頁上。
- (35) 徹翁派の批判的言説は慣習によって伝えられたが、実際には両派は同門意識を持って協働している。
- (36) 現在、大徳寺派では宗峰を開山、徹翁を第一世とするが、これは大徳寺における大灯派と徹翁派の關係に起因する。現在の「大徳寺派」は伽藍法を徹翁派の系譜で構成しており徹翁が第一世となる。だが「大徳寺」は大灯派の寺院であり宗峰を第一世とする。このズレから宗峰を開山とし徹翁
- る。例えば天寧宗五(？～一六九四)の『龍安寺誌』によると、大徳寺には賜紫の証文がなく、妙心寺には賜紫の証文として、後土御門と後柏原の二通の綸旨があった。そこで話し合って妙心寺が大徳寺に後土御門の綸旨を寄付したとあり、協力して寺院の存続をはかっている。『大雲山誌稿』巻一一、未刊行。そして寛永三年(一七〇六)に記された大心義統(一六五七～一七三〇)の『大徳寺雜記』に、後土御門の綸旨と細川への書状を、大徳寺への紫衣勅許の証文として挙げて、後土御門の義天への紫衣勅許を、大徳寺での紫衣着用の根拠としている。また、くわえてそれまでの「紫衣」は「紫袈裟」を指し、現在の「紫袍」とは異なり、徹翁派の岐庵宗楊が「始めて今の紫衣着」を著したと記して、徹翁派の紫衣着用に万全を期しており、関山派資料でも同じように記されている。『龍宝山大徳寺誌』未刊行。

を第一世とする。

Separation of Kanzanha school and Tettouha school  
from Daitouha school in Rinzai sect: Attitudes to  
Buddhist sects and enter the temple as the Purple  
canonical robe member.